

## サービス利用時間の支給制限について

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	「実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください」への文書回答
0	<p>愛知県</p> <p>障害程度区分認定につきましては、「二次判定における知的障害者及び精神障害者等の上位区分への変更率が高くなっていることから、コンピューターによる一次判定において、障害程度区分が適切に反映されるよう、現行の認定状況などを踏まえ、認定調査項目や判定プロセスなどを見直すこと。」や障害程度区分によるサービスの利用制限につきましても、必要な見直しを行うよう、国に対して要望しているところであります。移動支援につきましては、利用範囲や時間数などの実施内容は、各市町村の判断により設定することと定められております。</p> <p>なお、移動支援事業等の地域生活支援事業費補助金の国の予算につきましては、対象経費満額の補助となっていない状況であることから、十分に予算を確保されるよう、国に対して要望しているところです。</p>
1	<p>名古屋市</p> <p>現在国においては、「障害総合福祉法」の制定に向けた検討が行われているところであり、障害程度区分認定のあり方についてもその中で方向性が示されるものと考えております。また、支給決定については、支給決定基準に基づいて行っていますが、必要な場合には基準を超える支給決定ができるようになっております。移動支援事業は外出の内容により、①必要不可欠な外出、②その他の外出に区分されており、①必要不可欠な外出については聞き取りにより必要な時間を支給決定しております。②その他の外出については、公費支出の範囲として一定の時間を設定しています。極めて厳しい財政状況ではありますが、必要な予算は確保していきたいと考えています。</p>
2	<p>豊橋市</p> <p>障害者自立支援法等において定められており、従来どおりの取り扱いとします。また、本人の状態に変化があれば申請により区分の見直しを随時行っています。地域生活支援事業においては、必要に応じ補正対応しています。</p>
3	<p>岡崎市</p> <p>国の動向を見守っていききたいと考えます。また、支給量に見合う予算の確保を考えます。</p>
4	<p>一宮市</p> <p>障害者自立支援法により厚生労働省令で定められている事項であり、国で見直しが進められているところでもあり、一宮市として撤廃することはできません。また、地域生活支援事業については、障害者自立支援法により利用者の収入状況に応じて決められた月ごとの負担上限額の範囲で費用の1割を利用者が負担することとしており、同様の利用者負担で実施しています。移動支援につきましても地域生活支援事業の利用実態のバランスを考慮し実施していますので現行によりたいと考えています。</p>
5	<p>瀬戸市</p> <p>障害者福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害者の心身の状態を総合的に判断するため、障害者程度区分認定マニュアルにより調査を行い、区分認定審査会に諮っていることから、制度の見直し及び撤廃は考えておりません。</p>
6	<p>半田市</p> <p>※回答なし</p>
7	<p>春日井市</p> <p>障がい程度区分の調査は、法で定められた項目に沿って行っており、現在の制度では支給決定を行うにあたって一定の基準になるものと考えます。ただし、支給決定の際には区分以外の生活状況も勘案しており、実態に合ったものと考えています。移動支援について、日常生活上、必要不可欠な外出については上限時間を設定せず、必要時間を支給しています。</p>
8	<p>豊川市</p> <p>障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう努めます。また、介護給付や移動支援の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう努めます。移動支援の予算額は、利用の増加に伴い増加しております。</p>
9	<p>津島市</p> <p>障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限は国の基準によるもので、今後、国の動向を見守っていききたい。また、地域生活支援事業に対する予算については、サービス利用の増加に対応して年々増額しております。</p>
10	<p>碧南市</p> <p>ご意見としてお聞きします。</p>

市町村名		「実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください」への文書回答
11	刈谷市	障害程度区分の認定については、障害者本人又は保護者の面接による認定調査等に基づいて、障害程度区分認定審査会により決定されています。面接調査する調査員については、障害程度区分認定調査員研修を受講するとともに、審査会委員については、市町村審査会委員研修を受講するなど、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平、公正な障害区分認定に努めています。障害福祉サービス及び地域生活支援サービスに対する予算は、利用実績に基づいて当初予算として確保するとともに、利用状況に応じて過不足が見込まれる場合は補正予算で対応し、適切な予算を確保しています。
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	引き続き、国の制度に基づき、適用していく予定です。毎年度の利用状況を把握した上で、必要な予算措置をしております。
14	西尾市	国の動向に併せて支給決定をしております。地域生活支援事業については、生活状況を聞き取りしながら障害のある方の要望に近い形で支給決定を考えていきたいと思っております。
15	蒲郡市	利用者の要望に十分沿った支援を行っております。
16	犬山市	犬山市は障害程度区分で利用時間の支給制限はしていません。個別に実態を調査・勘案し必要量を支給しています。
17	常滑市	その人の状況に応じて支給しています。地域生活支援事業について予算状況によりサービスの制限を実施したことはありません。
18	江南市	サービス利用時間数は、サービス利用者の生活環境やサービスの利用意向を基に、支給決定しています。移動支援等の地域生活支援事業は、利用者の増加等に対応する予算措置を講じています。
19	小牧市	小牧市では、障害程度区分を基準とした利用時間の支給制限を設けておりません。移動支援等の福祉サービスの利用時間につきましては、申請者の利用計画を聞き取った上で、福祉事務所で適正な支給決定を行っております。
20	稲沢市	障害者程度区分認定の見直しは、現在国の定めた調査項目となっており、障害種別ごとの調査項目による認定とする必要は求められます。区分認定は、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つであり、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項を加味して個別に支給決定をするため、特に制限を設けて決定しているものではありませんことを御理解ください。地域生活支援事業に対する予算は、前年度実績に基づき予算計上しております。移動支援はサービスの必要性を勘案し、必要時間の支給をしております。
21	新城市	支給制限は行っておりません。
22	東海市	現時点で、障害者程度区分認定の見直しの予定はありません。地域生活支援事業には必要な予算は計上しております。また、予算に不足を生じた場合は補正等にて対応しております。
23	大府市	認定調査と審査会での審査を適正に行い、公正な区分認定に努めています。移動支援の支給決定には上限は設けておらず、必要見込量に基づく予算確保に努めています。
24	知多市	サービスの利用量につきましては障害程度区分による制限は加えていません。地域生活支援事業に対する予算は必要額を確保しており、移動支援も必要時間数を支給しています。
25	知立市	“障がい者程度区分につきましては、福祉サービス認定調査員による生活等の聞き取り調査を実施し、その調査結果により自立支援認定審査会にて本人の事を考えて、審議・区分認定しています。
26	尾張旭市	予算につきましては、前年の利用量を確認し、今後を見込んだ上で、必要な支援につきましては増額しています。”

市町村名		「実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください」への文書回答
27	高浜市	障害者程度区分認定については、国の基準により実施しております。また、地域生活支援事業に対する予算については、実績に応じて増額補正する等、福祉サービスの提供に支障が出ないように対応しております。
28	岩倉市	真に必要なとするサービスについては、制度の下に制限することなく利用できるよう予算措置をしています。
29	豊明市	今後の制度改革を見守り、要望すべきものは市長会を通じて要望していきたいと考えています。移動支援等については実績を踏まえ必要に応じて予算の増額や支給決定をしています。
30	日進市	基準は設けていますが、ケースの状況により臨機応変に個別に対応しております。
31	田原市	法令に基づく支給決定を実施していきます。なお、移動支援における「社会生活上必要不可欠な外出」は、必要時間数を支給しています。
32	愛西市	現在本市におきましては、障害程度区分認定を基準としたサービス利用者の支給制限を設けておらず、ご本人の生活実態にあった必要な支給量を、窓口での聞き取りや相談支援専門員の計画に基づき確認し、決定しております。障害程度区分認定につきましては、認定調査員の研修を市独自で行い、ご本人からの聞き取り方法を強化するなどの充実を図り、適切な障害程度区分が決定できるように努めてまいります。
33	清須市	障害者総合福祉法の制定に当たり、障害者程度区分を基準としたサービスの支給決定は撤廃されます。また、地域生活支援事業の予算については必要な予算を確保しており、移動支援の支給時間についても上限は設けずケマネジメント結果により必要と認められる時間数を支給決定しています。
34	北名古屋市	国の制度に準じており、現在のところ考えていません。
35	弥富市	本市における障害者程度区分認定については、本人の状況、家族の状況、本人が利用したい事業を考慮し、本人の状況に合わせ認定審査会に諮り、認定を行っています。サービス利用については、福祉サービスを利用する方全員がケアプランを作成する体制として実施しているため、本人の状況、家族の状況、本人が利用したい事業を考慮したうえで、必要に応じサービス量を勘案しており、それに対応した予算措置を行っています。
36	みよし市	障害福祉サービスの支給量については、支給決定基準をもとに支給決定しておりますが、本人や家族の状況、置かれている環境等を勘案し適正に支給決定しております。移動支援については、利用者の希望に添えるよう支給決定しております。(上限なし)
37	あま市	※文書回答なし
38	東郷町	現在、支給制限は行っておりません。
39	長久手町	国の指針、施策に準じて実施していきます。
40	豊山町	サービス利用時間の支給制限は行っておりません。移動支援は必要時間を聞き取り支給しています。また、予算の増額は、利用実績の推移をみて判断しています。
41	大口町	地域生活支援事業について:利用状況を十分に聞き取り、時間数は考慮している。
42	扶桑町	本町では、障害者程度区分認定を基準としたサービス利用特開の支給制限は実施していません。移動支援については、実情に合わせた予算措置を行っており、適切な時間数を設定しております。
43	大治町	障害程度区分に基づく支給決定については、国の基準に従い実施します。また、地域生活支援事業の予算については、ニーズを的確に把握し予算化します。
44	蟹江町	※文書回答なし
45	飛島村	現行どおりとします。
46	阿久比町	現行どおり
47	東浦町	サービス利用時間は区分認定だけを基準にしていません。諸事情を勘案して支給しています。

市町村名		「実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください」への文書回答
48	南知多町	区分認定調査及び窓口でのサービス利用申請等に対応した職員が認定審査会にも同席し、求められる範囲内で必要に応じて参考意見を述べ、適正な区分認定審査が行われております。平成 23 年度の地域生活支援事業予算額については、前年度比約 11.4%増です。移動支援の支給については、面接等聞き取りにより、できるだけ利用者の意向に沿った決定に努めてまいります。
49	美浜町	国の制度に準じて実施しています。独自の制度は予定しておりません。
50	武豊町	現行の基準どおりに沿って支給する。
51	幸田町	ご指摘の支給制限は設けていません。地域生活支援事業については、これまでどおり支給量の確保に努めます。
52	設楽町	制度改善については、機会あるごとに働きかけていきます。
53	東栄町	障害者の状況を踏まえ、柔軟な対応を検討します。また、移動支援については必要時間の支給をしています。
54	豊根村	地域生活支援事業については、地域の実情を考慮し、柔軟な対応に努めます。